Ｘ　外科後処置実施要綱

（平成２５年５月１６日付け基発０５１６第２号）

１　趣　旨

業務災害又は通勤災害による傷病が治ゆしたものにおいては、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を必要とすることがあることにかんがみ、これらの者の社会復帰の促進を図るため、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号。以下、「労災保険法」という。）第 29 条第 1 項の社会復帰促進等事業として外科後処置を行うものとする。

２　対象者

外科後処置は、労災保険法による障害補償給付（労働者災害補償保険法の一部を改正する法律（昭和 40 年法律 130 号）第 3 条の規定による改正前の労災保険法の規定による障害補償費及び障害給付を含む。）又は障害給付（以下「障害（補償）給付」という。）の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害（補償）給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みがあるものに対して行うものとする。

３　範　囲

（１）　外科後処置の範囲は、原則として整形外科的診療、外科的診療及び理学療法とし、その処置に必要な医療の給付は、次のとおりとする。

ア　診察

イ　薬剤又は治療材料の支給

ウ　処置、手術その他の治療

エ　病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

オ　筋電電動義手の装着訓練及び試用装着期間における指導等並びに能動式義手の装着訓練

（２）　事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄局長」という。）は、外科後処置を受けようとする者が労働能力を回復するため特に必要があると認めるときは、厚生労働省労働基準局長の指示を受けて、前記以外の処置による医療の給付を承認することができる。

４　実施医療機関等

（１）　外科後処置に必要な医療の給付は、労災病院、医療リハビリテーションセンタ

一、総合せき損センター及び労働者災害補償保険法施行規則（以下「規則」という。）第 11 条第１項の都道府県労働局長が指定する病院又は診療所（外科後処置の任務を含む指定を受けた病院又は診療所に限る。）において行うものとする。ただし、筋電電動義手の装着訓練及び試用装着期間における指導等については、「義肢等補装具の支給について」（平成 18 年６月１日付け基発 0601001 号）の別添「義肢等補装具費支給要綱」（以下、「義肢等要綱」という。）の９の（２）で届け出を行った医療機関において行うものとする。

（２）　薬剤の支給については、規則第 11 条第１項に定める薬局（外科後処置の任務を含む指定を受けた薬局に限る。以下「指定薬局」という。）において支給しても差し支えないものとする。

５　手　続

（１）　外科後処置を受けようとする者は、外科後処置申請書（様式第１号）に診査表（様式第２号）を添付して、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長を経由して、所轄局長に申請するものとする。

（２）　所轄局長は、（１）の申請を受けた場合には、対象者等の要件を満たしているか否かを判断の上、承認・不承認の決定（以下「承認決定等」という。）を行い、その旨を「外科後処置承認決定通知書」（様式第３号（1））又は「外科後処置不承認決定通知書」（様式第３号（2））により通知するものとする。

　また、承認決定等については、処分性が認められるため、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）、行政手続法（平成５年法律第 88 号）の適用がある。

　このため、所轄局長は、次のとおり事務を行うこととする。

ア　外科後処置の承認決定等は、行政不服審査法第２条に規定する行政処分であるものとして、審査請求の対象として取り扱うこと。

イ　外科後処置の承認決定等に関する診査は、当該決定をした所轄局長の上級庁である厚生労働大臣が行うこと。

　なお、再審査請求は行うことができないものであること。

ウ　承認決定等を行う際は、その相手方に対し、「外科後処置承認決定通知書」（様式第３号（1））又は「外科後処置不承認決定通知書」（様式第３号（2））をもって、行政不服審査法に基づく審査請求及び行政事件訴訟法に基づく取消訴訟の提起ができる旨の教示を行うこと。その際は、不服申立て手続の有無に関係なく、取消訴訟の提起が可能であることに留意すること。

エ　外科後処置の申請を不承認とする場合には、「外科後処置不承認決定通知書」（様式第３号（2））に当該決定の理由を付記する、又は、理由を明記した別紙を添付して通知すること。

（３）　（２）の承認の決定を受けた者が、外科後処置を受けようとするときは、当該承認決定通知書を外科後処置の実施医療機関及び指定薬局に提示するものとする。

（４）　外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、当該承認決定通知書によって、外科後処置を受ける資格があることを確認した上で、給付するものとする。ただし、やむを得ない事由によって、当該承認決定通知書を提示することができない者であって、外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。

　この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく当該承認決定通知書を提示させるものとする。

（５）　外科後処置の実施医療機関及び指定薬局は、外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、外科後処置委託費請求書（様式第４号）により、外科後処置の承認に係る都道府県労働局の労働保険特別会計の官署支出官あて請求するものとする。

　なお、当該委託費請求書には、請求の内訳を明らかにするため労働者災害補償保険診療費請求書の診療費内訳書又は労働者災害補償保険薬剤費請求書の内訳書を添付すること。

６　費用の算出方法

　外科後処置に要する費用の額は、原則として、労災保険法の規定による療養の給付に要する診療費の算定方法の例により算定した額とする。ただし、上記３のオに要する費用の額は、義肢等要綱の 13 の（3）により算定した額とする。

７　旅費の支給

　省略

８　社会復帰促進等事業原票

　省略

９　施行期日

　平成 23 年６月 24 日付け基発 0624 第２号による改正された本を要綱の施工前に、平成 25 年５月 16 日から施行し、改正後の要綱３の（1）のオのうち、片側上肢切断者に係る筋電電動義手の装着訓練及び試用装着期間における指導等並びに能動式義手の装着訓練については、施行後の申請に係るものから適用

10　経過措置

平成 23 年 6 月 24 日付け基発 0624 第 2 号により改正された本要綱の施行日前に、医療機関の所在地を管轄する都道府県労働局長と外科後処置に係る委託契約を結ぶ医療機関については、本要綱の外科後処置を実施する実施医療機関とみなすものとする。